

関 係 条 文

【 財 務 諸 表 関 係 】

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）（抜すい）

（財務諸表等）

第 34 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

【利益処分関係】

一 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）（抜すい）

（利益及び損失の処理等）

第 40 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第 1 項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第 1 項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前 2 項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第 4 項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 （略）

二 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

(平成 16 年総務省告示第 221 号) (抜すい)

第 69 利益の処分に関する書類の科目

- 1 当期末処分利益は、前期繰越欠損金が存在するときは、当期総利益から前期繰越欠損金の額を差し引いて表示しなければならない。
- 2 利益処分の額には、積立金及び目的積立金を内容ごとに表示するものとする。

第 71 法第 40 条第 3 項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあつては「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)としてその総額を表示しなければならない。(参考)

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあつては「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記 1 の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な用途でなければならない。
- 3 「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
- (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。